

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月30日（令和6年（行個）諮問第187号）

答申日：令和7年11月14日（令和7年度（行個）答申第129号）

事件名：特定個人に係る休業支給決定決議書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる7文書（以下、順に「文書番号1」ないし「文書番号7」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条2項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月9日付け大個開第5－1317号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

（ア）原処分のうち、不開示とした部分を取り消す。

（イ）厚生労働大臣は、申請人に対し、処分庁が令和6年5月9日付けで不開示とした部分を開示するとの決定をせよ。

イ 審査請求の理由

（ア）処分庁が令和6年5月9日付けで不開示とした理由は概ね次の通りである。

- a 開示請求に係る保有個人情報については、氏名、自署、印影など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、法78条1項2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。
- b 当該保有個人情報には、法人の印影など法人に関する情報であって、開示することにより法人の権利、競争上の地位、その他正

当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法 78 条 1 項 3 号イに該当する。

- c 当該保有個人情報には、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されており、同条 1 項 7 号柱書きに該当する。

しかし、上記理由は以下の通りすべて不当である。

(イ) (ア) a について

たしかに、開示請求に係る保有個人情報には、氏名、自署、印影など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載ある。

しかし、審査請求人が本開示請求と並行して、労災不支給決定に対する審査請求を行っている。審査請求が認められないとなると再審査請求を行うことになるが、ここでは、不開示となった部分を含めすべて開示されることになる。これは法 78 条 1 項 2 号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

(ウ) (ア) b について

たしかに、当該保有個人情報には、法人の印影など法人に関する情報である。ただ、一部開示された記録を見る限り、特定法人の事業者名くらいである。労働者であった特定個人は、同法人に勤務中に労働災害にあったので、事業者が院長の事業主であることは申請人も周知の事実である。特定法人のホームページにおいても院長が事業主であることを公表している。よって、事業者の名前を開示することで法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが全くない。

(エ) (ア) c について

法は、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保して個人の権利利益を保護するため、保有個人情報の開示を原則としていること（1 条、78 条柱書き）からすれば、法 78 条 1 項 7 号所定の「適正な」は、当該情報を開示することにより計られ得る個人の権利利益との衡量をした上でなお当該事務又は事業の遂行が当該情報非開示とすることにより保護されるべきものであることを要し、「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることを要し、また、「おそれ」は、一般的抽象的な可能性では足りず、当該法的保護に値する蓋然性であることを要するというべきである（横浜地裁平成 23 年 12 月 5 判決等）。

本件では、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正に遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとするだけで、「適正な」遂行とは、開示することにより計られ得る個人の権利利益との衡量を全くしていない。本件ではパワーハラスメントを受け死亡した労働者の遺族がパワーハラスメントの内容、死亡との因果関係を明らかにするために開示請求を行っている。労働者の生命、安全を図ることを責務とする労働基準監督署や労働局において、それ以上に保護されるべき事務や事業の遂行などありえないものである。

また、事務や事業の遂行の「支障」の「おそれ」は具体的にどのようなものがあるのか主張立証すらなく、法的保護に値する蓋然性が全くない。前述したように、労災不支給決定に対する再審査請求において、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容も労災申請者（開示請求者）にも明らかにされるのであるから、聴取を受けた者もこれを前提に聴取に応じているのであるから、聴取自体の事務に支障はない。

（オ）以上のように、不開示とする理由はなく、速やかに開示されるべきである。

（２）意見書

厚生労働大臣の令和６年（行個）諮問第１８７号に関する理由説明書につき以下の通り意見を申し上げる。

ア 同理由説明書（１）（２）（下記第３の３（１）及び（２）について

諮問庁は処分庁が審査請求人を亡孫の遺族として請求した労災給付の受給者とは認定していないと主張する。

しかし、労災申請において、特定労働基準監督署長にアドバイスに従い、審査請求人が受給者として申請し、不支給決定に対する審査請求を処分庁も受理しているのであるから、労災給付の受給者とは認定したうえでの扱いである。

イ 同理由説明書（３）（下記第３の３（３））について

（ア）はじめに

諮問庁は、理由説明書別表で文書番号、対象文書名、不開示を維持する部分等を整理している。

しかし、本件で審査請求人が開示を受けた文書は４６４枚あり、これは休業支給決定決済書と資料１から資料４５までで構成されており、上記の文書番号、対象文書等がどれに該当するのか判然としない。

まずは、資料に付されている資料番号とその頁数（枚数）で特定されたい。

（イ）同理由説明書（３）ア（下記第３の３（３）ア）について

a 同（ア）について

（a）諮問庁は、理由説明書別表の文書番号１①、２②、３②、４①、５②、６①及び７②の不開示部分が、請求者以外の個人を識別することができるもの、又は開示されることにより、権利利益を害するおそれがあるものであるから、法７８条１項２号本文に該当し、ただし書イないしハに該当しないと主張する。

（b）該当箇所がどこか判然としないが、個人を識別することができるというならその氏名のみを不開示にすれば足りるのであり、他の部分を開示することでどのような権利利益をなぜ害するのか全く不明であり、法７８条１項２号本文に該当しない。

１①、４①タイムカードについては、特定個人に係るものは開示されており、同人のものであれば不開示にすべきではない。

b 同（イ）について

（a）諮問庁は、理由説明書別表の文書番号２③、３①、４④、５①及び７③の不開示部分が、開示されることにより、被聴取者が不当な干渉を受けるおそれが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、法７８条１項２号本文に該当し、ただし書イないしハに該当しないと主張する。

（b）該当箇所がどこか判然としないが、被聴取者の名前を伏せれば誰が聴取を受けたか分からず、聴取内容が開示されても干渉を受けるおそれは全くない。

（c）本件では、労働者の遺族が労災申請をしたところ、却下されたために、審査請求をするうえで、却下された理由を検討する必要があるため、開示請求を行っているのであり、聴取内容を確認する必要性は極めて高い。これは人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であり、法７８条１項２号ただし書ロに該当する。

c 同（ウ）について

（a）諮問庁は、理由説明書別表の文書番号６②及び７①の不開示部分が、開示されることにより、主治医が不当な干渉を受けるおそれが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、法７８条１項２号本文に該当し、ただし書イないしハに該当しないと主張する。

（b）該当箇所がどこか判然としないが、主治医の名前を伏せれば誰が聴取を受けたか分からず、聴取内容が開示されても干渉を受け

るおそれは全くない。

もともと主治医は診察等を踏まえて専門家として医学的見解を述べているのであり、それが労働者に有利であろうが不利であろうが干渉されるものではない。医学的見解に納得しない労働者は医学的に反論を準備するだけであるから、反論されたところで主治医の権利利益を害するおそれは全くない。

(c) 本件では、労働者の遺族が労災申請をしたところ、却下されたために、審査請求をするうえで、却下された理由を検討する必要があるため、開示請求を行っているのであり、主治医の意見を確かめる必要性は極めて高い。法 7 8 条 1 項 2 号ただし書に該当する。

(ウ) 同理由説明書 (3) イ (下記第 3 の 3 (3) イ) について

a 同 (ア) について

(a) 諮問庁は、理由説明書別表の文書番号 2 ①及び 4 ②の不開示部分が、当該法人が一般に公にされていない内部情報であり、開示されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当すると主張する。

(b) 該当箇所がどこか判然としないが、労働者数は特定法人のホームページ (資料 2 (略)) に、医師、スタッフ全員が記載されているので公開された情報であるから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当しない。

b 同 (イ) について

(a) 諮問庁は、理由説明書別表の文書番号 6 ③の不開示部分が、開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当すると主張する。

(b) 法人の印影が開示されても偽造される可能性があるのか不明である。仮に似た印影を作出しても印鑑証明がない限り悪用することは不可能であるため、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当しない。

c 同 (ウ) について

(a) 諮問庁は、理由説明書別表の文書番号 2 ④、4 ③、6 ④及び 7 ④の不開示部分が、当該法人の業務内容で、一般に公にされていない内部情報であり、開示されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるから、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当すると主張する。

(b) 当箇所がどこか判然としないが、当該法人が特定法人であれば、その業務内容はホームページ (資料 2 (略)) 公開された情報で

あるから、法 78 条 1 項 3 号イに該当しない。

(エ) 同理由説明書 (3) ウ (下記第 3 の 3 (3) ウ) について

a 同 (ア) について

(a) 諮問庁は、理由説明書別表の文書番号 2 ③、3 ①、4 ④、5 ①及び 7 ③の不開示部分が、開示するとした場合被聴取者が申述することをちゅうちょし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当すると主張する。

(b) 法 78 条 1 項 7 号柱書き (旧行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 14 条) については、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保して個人の権利利益を保護するため、保有個人情報の開示を原則としていること (1 条、78 条柱書き) からすれば、法 78 条 1 項 7 号所定の「適正な」は、当該情報を開示することにより計られ得る個人の権利利益との衡量をした上でなお当該事務又は事業の遂行が当該情報非開示とすることにより保護されるべきものであることを要し、「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることを要し、また、「おそれ」は、一般的抽象的な可能性では足りず、当該法的保護に値する蓋然性であることを要するというべきである (資料 1 : 横浜地裁平成 24 年 12 月 5 判決等 (略))。

本件では、労働者の遺族が労災申請をしたところ、却下されたために、審査請求をするうえで、却下された理由を検討する必要があるため、開示請求を行っているのであり、聴取内容を確認する必要性は極めて高い。被聴取者の名前を伏せれば誰が聴取を受けたか分からず、被聴取者が申述することをちゅうちょすることなくなるし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれもない。それ以上の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれは一般抽象的であり保護するに値しない。

よって、法 78 条 1 項 7 号には該当しない。

b 同 (イ) について

(a) 諮問庁は、理由説明書別表の文書番号 6 ②及び 7 ①の不開示部分が、開示するとした場合医師が申述することをちゅうちょし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当すると主張する。

(b) この点も前記平成 24 年横浜地判を参照すれば、医師の名前を伏せることにより誰が聴取を受けたか分からず、医師が申述する

ことをちゅうちょすることなくなるし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれもない。それ以上の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれは一般抽象的であり保護するに値しない。

よって、法７８条１項７号には該当しない。

c 同（ウ）について

（a）諮問庁は、理由説明書別表の文書番号２④、４③、６④及び７④の不開示部分が、開示するとした場合、当該法人や関係者が協力をちゅうちょし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当すると主張する。

（b）当箇所がどこか判然としないが、この点も前記平成２４年横浜地判を参照すれば、法人や関係者の氏名のみ伏せることにより、当該法人や関係者が協力をちゅうちょすることなくなるし、労働基準監督署の労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれもない。それ以上の事務処理の適正な遂行に支障をおよぼすおそれは一般抽象的であり保護するに値しない。

よって、法７８条１項７号には該当しない。

（オ）同理由説明書（３）エ（下記第３の３（３）エ）について

上記の通り、被聴取者の氏名以外はすべて開示されるべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、代理人に委任し、当該代理人が開示請求者として、令和６年３月１２日付け（同月１３日受付）で、処分庁に対し、法７６条２項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録される保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年８月６日付け（同月７日受付）で本件審査請求をした。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分について、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

３ 理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の亡孫に係る休業補償等給付について、特定労働基準監督署に関係者から提出された書類、収集・作成された書類一切（実地調査復命書及び添付書類一式）」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 死者の情報の開示について

ア 法に基づく開示請求権については、法76条1項において、「行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、原則、死者の情報は、遺族を本人とする保有個人情報とは見なされないことから、遺族は死者の情報について法に基づく開示請求権を有していない。

イ しかしながら、平成21年3月12日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（平成20年度（行個）答申第221号）を踏まえ、死者が労災保険給付を受けていた疾病に関して遺族として労災保険給付を請求し、支給を受けている又は過去に受けたことがある場合（未支給の保険給付を含む）には、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関しては、遺族は開示請求権を有しているものと運用されているところ。

ウ 本件については、審査請求人が亡孫の遺族として請求した労災給付の受給者とは認定されておらず、上記イには該当しない。

エ したがって、本件対象保有個人情報のうち、死者の情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報とはいえないから、原処分において、これを特定し開示したことは妥当ではない。

しかしながら、処分庁は、原処分において、当該情報を含めた本件対象文書を特定し、開示決定をしているため、あえて原処分を取り消し、当該文書を特定しないこととするには及ばない。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表の文書番号1の①、文書番号2の②、文書番号3の②、文書番号4の①、文書番号5の②、文書番号6の①及び文書番号7の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影及び役職名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるもの、又は、審査請求人以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表の文書番号2の③、文書番号3の①、文書番号4の④、文書番号5の①及び文書番号7の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外特定の個人から聴取した内容又はそれに関する内容である。これらの情報が開示される場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、

同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

- (ウ) 別表の文書番号 6 の②及び文書番号 7 の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医等が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示される場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、法 78 条 1 項 2 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法 78 条 1 項 3 号イ該当性

- (ア) 別表の文書番号 2 の①及び文書番号 4 の②の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 78 条 1 項 3 号イに該当する。

- (イ) 別表の文書番号 6 の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 78 条 1 項 3 号イに該当する。

- (ウ) 別表の文書番号 2 の④、文書番号 4 の③、文書番号 6 の④及び文書番号 7 の④の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報等であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示される場合には、当該法人が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法 78 条 1 項 3 号イに該当する。

ウ 法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性

- (ア) 別表の文書番号 2 の③、文書番号 3 の①、文書番号 4 の④、文書番号 5 の①及び文書番号 7 の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示される場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生

し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することで労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

- (イ) 別表の文書番号６の②及び文書番号７の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することで労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

- (ウ) 別表の文書番号２の④、文書番号４の③、文書番号６の④及び文書番号７の④の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報等であり、これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（ウ）で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

エ 小括

上記アから上記ウのとおり、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、法７８条１項２号、同項３号イ及び同項７号柱書きに該当する部分は、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維

持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月18日 審議
- ④ 同年12月9日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和7年10月27日 委員の交代に伴う所要の手の続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとし、その余（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、本件対象保有個人情報のうち、死者の情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報とはいえないから、原処分において、これを特定し開示したことは妥当ではない旨説明する。

そこで、本件対象保有個人情報審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

- (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書1から文書7までには、主として審査請求人の孫である死亡した特定個人の勤務の状況、医療機関受診の状況等に係る調査結果が記載されているが、当該文書は、審査請求人が請求した亡孫に係る労災保険給付（休業補償給付、遺族補償年金、遺族補償一時金）請求について作成又は取得された文書であることから、当該文書全体が審査請求人に係る保有個人情報であると認められる（平成19年11月15日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（平成19年度（行個）答申第76号）参照）。

なお、本件開示請求と類似の事案において、遺族補償年金等の請求について作成又は取得された文書全体が審査請求人に係る保有個人情報に

該当することを前提として諮問されたものが一定数存在する（例として、令和５年７月２０日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和５年度（行個）答申第５０４６号）、令和２年１２月７日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和２年度（行個）答申第１３４号））。

３ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア 通番１、通番３－１、通番７、通番８－１、通番１４－１及び通番１４－２の４欄に掲げる部分

（ア）当該部分のうち、通番１及び通番７の１４頁は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した休業補償給付支給請求書（以下「休業補償請求書」という。）の診療担当者の証明欄に押印された医師 a の印影であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

休業補償請求書は、休業補償給付を受けようとする者が、診療担当者から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則１３条）。

このため、休業補償請求書に押印された当該医師 a の印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

（イ）当該部分のうち、通番７の４頁及び６頁は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した遺族補償年金支給請求書及び遺族補償一時金支給請求書（以下、併せて「遺族補償請求書」という。）の事業主証明欄に記載された特定法人の事業主の署名であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

遺族補償請求書は、遺族補償年金及び遺族補償一時金を受けようとする者が、事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則１５条の２及び１６条）。

このため、遺族補償請求書に記載された当該事業主の署名は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

（ウ）当該部分のうち、通番７の９頁は、審査請求人の親族が特定労働基準監督署に提出した葬祭料給付請求書（以下「葬祭料請求書」という。）の事業主証明欄に記載された特定法人の事業主の署名であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該

当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、通番 7 の 9 頁は、審査請求人が特定労働基準監督署に提出した休業補償請求書及び遺族補償請求書に記載されたものと同じものと認められる。

このため、葬祭料請求書に記載された当該事業主の署名は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当すると認められる。

- (エ) 当該部分のうち、通番 3－1 は、調査復命書に記載された本件労災請求に係る職場の関係者に関する情報であり、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるが、本件労災請求において審査請求人が提出した資料から審査請求人が知り得ると認められ、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当すると認められる。

- (オ) 当該部分のうち、通番 8－1 は、事業場からの報告書に記載された事業主の署名であり、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

遺族補償請求書等の内容について確認、補足等を求めるための報告書については、その目的からして遺族補償請求書等に証明を行った事業主が記載することが通例であり、本件においても、当該報告書に記載された事業主の署名は、上記（イ）及び（ウ）に掲げる遺族補償請求書等に記載されたものと同一の者によるものであると認められる。

個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、通番 8－1 の 4 欄に掲げる部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当すると認められる。

- (カ) 当該部分のうち、通番 14－1 は主治医意見書に記載された医師 b の署名並びに医師 a の署名及び印影であり、通番 14－2 は審査請求人の孫である特定労働者の診療録に記載された保険番号であり、いずれも法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であ

るが、本件労災請求において審査請求人が提出した資料から審査請求人が知り得ると認められ、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

(キ) (ア) ないし (カ) から、アの標題に掲げる部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番５、通番１７及び通番２１の４欄に掲げる部分

(ア) 当該部分のうち、通番１７は、特定労働基準監督署の照会に応じて特定健康保険協会が回答した審査請求人の孫が受診した医療機関に係るレセプト情報である。

当審査会事務局職員をして、特定健康保険協会ホームページを確認させたところ、被保険者であった者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）は、当該レセプト情報の開示を請求することができるのとことであつた。

このため、当該レセプト情報は、審査請求人が知り得ると認められ、これを開示しても、特定の法人の正当な利益を害するおそれや労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(イ) 当該部分のうち、通番５及び通番２１は、上記（ア）の当該レセプト情報のうち、特定医療機関wに係るレセプト情報を取りまとめた内容及びそれを引用した地方労災医員意見書の内容であり、上記（ア）と同様の理由により審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定の法人の正当な利益を害するおそれや労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(ウ) (ア) 及び (イ) から、イの標題に掲げる部分は、法７８条３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性について

(ア) 通番１及び通番８－２の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、タイムカードに記載された、特定法人の審査請求人以外の従業員の氏名及び出退勤時刻等の情報であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９条２項による部分開示の余地もない。

したがって当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とす

ることが妥当である。

(イ) 通番 3-1 及び通番 8-1 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、調査復命書及び事業場からの報告書に記載された本件労災請求に係る関係者の氏名又は役職名に関する情報であり、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 79 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 3-2 の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」及び「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄に記載された特定時点における特定事業場の職員の職氏名及び家族・友人等氏名並びに被聴取者であるか否かを示す記号の有無である。

当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法 79 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、職氏名及び家族・友人等氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、被聴取者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、組織図の位置関係から、被聴取者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 6 及び通番 13 の不開示維持部分

当該部分は、資料一覧及び確認書に記載された特定労働基準監督署の担当官が聴取した関係者の氏名・役職名等及び電話番号であり、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、

法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 79 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、通番 6 のその他の不開示事由（同項 7 号柱書き）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（オ）通番 14－1 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、特定医療機関 x から特定労働基準監督署宛ての書類送付状に記載された担当者氏名、特定医療機関 y の検査所見に記載された検査者氏名、主治医意見書に記載された医師の署名及び印影、特定市長から特定労働基準監督署宛ての資料送付状に記載された担当者氏名、特定健康保険関係協会から特定労働基準監督署宛ての資料送付状に記載された担当者氏名であり、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 79 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（カ）通番 19 の不開示維持部分

当該部分は、地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の署名である。

当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 79 条 2 項による部分開示の余地もない。

なお、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 7 8 条 1 項 3 号イ該当性について

(ア) 通番 2 及び通番 9 の不開示維持部分

当該部分は、調査復命書及び事業場からの報告書に記載された特定時点における特定法人の労働者数である。

当該部分は、特定法人の経営資源の規模を示す内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 6 の不開示維持部分

当該部分は、特定医療機関 z の意見書に押印された特定医療機関 z の印影及び特定健康保険関係協会から特定労働基準監督署宛ての資料送付状に押印された特定健康保険関係協会の印影である。

当該部分は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 7 8 条 1 項 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 4、通番 1 2、通番 1 5、通番 1 8 及び通番 2 0 の不開示維持部分

通番 4、通番 1 2 及び通番 2 0 は、特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれを引用した調査復命書の記載である。また、通番 1 5 及び通番 1 8 は、労働基準監督機関の照会に対して主治医が提出した意見書の記載内容の一部及びそれを引用した地方労災医員意見書の内容の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 5、通番 1 0、通番 1 1 及び通番 2 1 の不開示維持部分（別

表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の具体的内容の一部及びそれを引用した調査復命書の記載並びに特定労働基準監督署の調査結果の一部であり、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、通番５、通番１０及び通番２１のその他の不開示事由（同項３号イ）並びに通番１１のその他の不開示事由（同項２号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

４ その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について大阪労働者災害補償保険審査官から審査請求人に対して署長意見書の写しの送付がされ、その後、大阪労働者災害補償保険審査官による決定がされ、審査請求人に対しては既に当該決定書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書等の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

５ 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

６ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を除く部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

特定個人に係る休業補償等給付について、特定労働基準監督署に関係者から提出された書類、収集・作成された書類一切（実地調査復命書及び添付書類一式）

別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項各号 該当性		
1 決議書・請求書等	① 5 頁 印影、1 2 頁ないし 1 4 頁 タイムカード	2 号	1	5 頁全て
2 調査復命書等	① 1 頁 労働者数	3 号イ	2	—
	② 2 頁、1 7 頁、2 3 頁 役職名、氏名	2 号	3 - 1	1 7 頁「認定事実」欄 3 行目 1 文字目ないし 5 文字目、5 行目 1 文字目ないし 5 文字目
	2 6 頁 役職名、氏名	2 号	3 - 2	—
	③ 4 頁ないし 7 頁、9 頁ないし 2 0 頁、2 3 頁、2 6 頁 聴取内容（⑤部分を除く。）	2 号、7 号柱書き	4	—
	④ 1 4 頁 事業場報告内容、5 頁、2 1 頁、2 3 頁 照会結果の内容	3 号イ、7 号柱書き	5	5 頁「調査結果」欄 8 行目ないし 1 3 行目、2 1 頁「上記が有の場合その内容」欄 1 行目ないし 2 行目 3 6 文字目、2 3 頁 5 0 行目及び 5 1 行目
	⑤ 2 3 頁 一部不開示箇所	新たに開示	—	—
3 請求人提出資料等	① 1 頁 資料一覧	2 号、7 号柱書き	6	—
	② 4 頁、6 頁、9 頁、1 4 頁 署名、印影	2 号	7	全て
	③ 1 頁 資料 No. 1 1 の項目名	新たに開示	—	—
4 事業場提出資料等	① 2 頁、4 頁 署名、役職名	2 号	8 - 1	2 頁署名
	8 4 頁ないし 1 3 2 頁 タイムカード	2 号	8 - 2	—
	② 2 頁 労働者数	3 号イ	9	—
	③ 4 頁 事業場報告内容、1 3 頁ないし 6 8 頁	3 号イ、7 号柱書	1 0	—

		事業場提出資料	き		
		④ 1 3 5 頁 聴取内容	2 号、7 号柱書き	1 1	—
		⑤ 1 3 3 頁 不開示部分、1 3 5 頁 項目名	新たに開示	—	—
5	聴取書等	① 9 頁ないし 1 1 頁、1 3 頁ないし 1 5 頁、1 9 頁ないし 2 1 頁、2 3 頁ないし 2 6 頁、2 8 頁ないし 3 0 頁、3 2 頁ないし 3 6 頁 聴取内容、実施場所	2 号、7 号柱書き	1 2	
		② 8 頁及び 9 頁、1 2 頁及び 1 3 頁、1 8 頁及び 1 9 頁、2 2 頁及び 2 3 頁、2 7 頁及び 2 8 頁、3 1 頁及び 3 2 頁 役職名等、氏名、電話番号	2 号	1 3	—
		③ 9 頁、1 3 頁、1 9 頁、2 3 頁、2 8 頁、3 2 頁 発信日、実施日	新たに開示	—	—
6	主治医意見書等	① 2 頁、4 頁、8 頁及び 9 頁、4 1 頁、4 8 頁、5 3 頁、6 1 頁、7 0 頁、8 2 頁、1 0 4 頁、1 2 2 頁及び 1 2 3 頁、1 3 1 頁、1 4 2 頁、1 8 1 頁、2 0 9 頁、2 2 7 頁 氏名、署名、印影	2 号	1 4 - 1	2 頁署名、8 頁及び 9 頁全て、4 8 頁署名及び印影
		1 9 6 頁、2 0 5 頁 保険番号	2 号	1 4 - 2	全て
		② 2 頁、4 8 頁、5 4 頁、6 2 頁、7 1 頁、8 3 頁、9 9 頁、1 0 5 頁、1 2 3 頁、1 3 2 頁、1 4 3 頁、1 8 2 頁 意見部分	2 号、7 号柱書き	1 5	—
		③ 1 4 2 頁、2 2 7 頁 法人の印影	3 号イ	1 6	—
		④ 2 2 8 頁ないし 2 9 1 頁 不開示部分	3 号イ、7 号柱書き	1 7	全て
7	地方労災医員意見	① 2 頁 主治医意見引用箇所	2 号、7 号柱書き	1 8	—

	書等	② 4 頁 署名	2 号	1 9	—
		③ 5 頁 聴取内容	2 号、7 号柱書き	2 0	—
		④ 6 頁 照会結果の内容	3 号イ、 7 号柱書 き	2 1	6 頁 1 1 行目及び 1 2 行目
		⑤ 4 頁及び 5 頁 一部不 開示箇所	新たに開 示	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 2 欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。